

平成21年度 第2回 習志野市国民健康保険運営協議会 会議録

- 【開催日時】 平成22年1月28日(木) 14:00～15:50
- 【会場】 習志野市役所 分庁舎第3分室2階 AB会議室
- 【出席者】 大木委員、小川委員、斉藤委員、田中委員、時田委員
(委員) 廣瀬委員、藤木委員、星野委員、三代川委員、山内委員
山森委員 以上11名
〈五十音順〉
- (市職員) 荒木市長、志村市民経済部長、斉藤市民経済部参事、
広瀬国保年金課長、安達国保年金課主幹、
大矢国保年金課主幹、高橋国民健康保険係長、
上原高齢者医療係長 〈記録：国保年金課 斉藤、岩本〉
- 【傍聴者】 1名
- 【議題】 1 会長・副会長の選出
- 2 諮問事項の審議
- 諮問事項
- ・「習志野市国民健康保険条例の一部改正について」
 - ・「高齢者医療費助成(68・69歳)制度の廃止について」
- ※その他報告事項

開 会

- ・ 広瀬課長（市）より、新たに委嘱された、田中委員、山内委員、三代川委員の3名を紹介した。

会長、副会長の選出

- ・ 今年度第1回の会議の席上で齊藤会長、小川副会長が選出されたことを説明し、前年9月末をもって全委員の任期が満了し、本来は今回再度選出をするところではあるが、年度の途中ということもあるので、引き続き両氏に願えないかとの提案をする。
- ・ 全委員に諮った結果、全委員の賛成によって引き続き会長は齊藤委員、副会長は小川委員と選出された。
- ・ 事務局による進行を終了し、暫時休憩とした。

諮問事項の審議

- ・ 齊藤会長より会議が再開され、
 - 本日の出席委員が定足数に達しているため会議が成立すること
 - 会議録については要点筆記とすること
 - 傍聴希望者が1名いることが確認された。
- ・ 審議に先立ち、荒木市長から挨拶があった。
- ・ 諮問書の読み上げ後、荒木市長より齊藤会長に手渡された。（この後、市長は公務のため退席）
- ・ 会長が傍聴希望者の入場を許可した。（1名入場）
- ・ 会長の指示により、広瀬国保年金課長が諮問事項について、資料に基づき説明をした。
内容は次のとおり。
 - 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い条例改正をするもので、詳細説明を行った。
はじめに条例の改正は法令改正に伴うものが2件、その他の改正が1件である。
賦課限度額の改定について、医療分の保険料を現行の47万円から50万円に、支援金分を12万円から13万円に引き上げられたこと。保険料の減額割合を応益割合にかかわらず、6割、4割の2段階方式と7割、5割、2割の3段階方式を保険者が選択できることとなった。
 - これにより、本市は限度額を法令どおり、また、減額率は7割、5割、2割の3段階方式を採用して、条例改正し、低所得者にはさらなる負担軽減

を図るものである。

- その他の改正としては保険料率の改定であるが、健全なる国保財政を考慮し、相互扶助、適正な受益者負担の観点から、相応の保険料とするための改定を行いたい。
- 今回は、特に医療費増加率の高い、後期高齢者支援金分の料率を次のとおり改定する。
- 所得割を現行の100分の1.7から0.5ポイント引上げ100分の2.2とし、均等割を3,600円から300円引上げ3,900円とし、平等割を3,100円から200円引上げ3,300円に改定したい。
この影響額は1億7千万円強である。
- 今回の改定により、一定額のご負担は頂くが低所得者層の方々には一層の低減措置を図れるものである。
- 習志野市国民健康保険規則第3条第2号の規定に基づき、本協議会にて、ご審議いただいた上で、3月に開催される市議会に条例改正案として議案提出する。

- ・以上の説明に対し、質疑を求めた。委員の質疑及び事務局の回答は次のとおり。

| | |
|----|-----------------------|
| 質疑 | 平成22年度の一般会計繰入金はどのくらいか |
|----|-----------------------|

| | |
|----|-------------------------|
| 回答 | 前年同額の6億4千523万1千円の予定である。 |
|----|-------------------------|

| | |
|----|---|
| 質疑 | 今回の改定を実施しないと不足分の1億7千万円と合わせて8億以上の繰入となると解釈してよいか |
|----|---|

| | |
|----|---|
| 回答 | そのとおりです。前年同額の繰入で医療分、介護分はどうか賄い、支援金分はこの改定分で対応したいと考えている。 |
|----|---|

| | |
|----|-------------|
| 質疑 | 他市の改定状況はどうか |
|----|-------------|

| | |
|----|---|
| 回答 | 千葉市については改定を予定している。船橋市は改定の方角で検討している。八千代市については20年に改定をしたこともあり、今回は予定がないとの情報である。 |
|----|---|

| | |
|----|--|
| 質疑 | 限度額を50万円にした根拠は、また、他市の状況は、さらに限度額を超える世帯はどのくらいか |
|----|--|

| | |
|----|---|
| 回答 | 法令で規定されている限度額であり、据え置いても問題はないが多くの市町村が上限額までを採用している。成田市と浦安市については当面据え置き、23年度に引き上げるとのこと。また、限度額を超える世帯は、医療分650世帯、支援金分は980世帯で、割合は4.3%である。 |
|----|---|

質疑 この分の影響額はどのくらいか

回答 概算であるが約3千万円である。正確な数値は電算システムにて、来年度予測を含めた計算をしないと難しい。

質疑 医療費の市の負担割合は

回答 国、県の負担が50%で、残りを本来保険料で補うところであるが、保険料を軽減するため一般会計より6億4千万円強の繰入をしている。

質疑 本市が3段階の軽減割合を採用する根拠と他市状況について

回答 現行の法令により応益割合が45～55%であれば3段階が選択できるという規定があり、この改正により規定が緩和され応益割合にかかわらず3段階を採用できることとなり、低所得者に配慮し、採用することとした。また、他市状況はすべて把握していないが、八千代市が3段階で、千葉市、船橋市が来年度より3段階を予定していると聞いている。

質疑 収納率の向上で保険料の維持、軽減が可能であると考えているがいかがか

回答 現在、マルチペイメントを含め利便性を高めた収納方法を展開している。特に来年度は口座振替強化年間と位置付け収納率向上に努めて行きたい。

・ 質疑を終了し、引き続き2番目の諮問事項を大矢国保年金課主幹が資料に基づき説明をした。

内容は次のとおり。

- 高齢者医療費助成（68・69歳助成）制度の廃止について、現状と課題、事業実績、見直し内容と影響を資料に基づき詳細に説明する。
- 本制度を廃止し、今後は治療重点の医療から疾病予防を重視した保険医療体系への転換を図って行きたい。
当面は経過措置等、対象者への配慮、また、低所得者に対しては国民健康保険法第44条における一部負担金を低減及び支払い免除する規定について要綱を策定し、対応して行きたいと考えている。

・ 以上の説明に対し、質疑を求めた。委員の質疑及び事務局の回答は次のとおり。

質疑 （要望）保健師による訪問指導等は医療費の増加を抑制してゆく有効な手段である、是非予算を含め強化していただき、疾病予防に努めて行くことがひいては保険料の引き上げにも歯止めがかかることにつながると考えている。是非、この点を重点的に推進する事を願う。

質疑 廃止が適用となる時期について確認する。また、44条関係の実施時期はいつか

回答 経過措置から平成22年度末（平成23年3月31日）までとなる。
44条の関係は、まず国から示されるものを待っているが、平成22年7月末までには策定し、8月実施と考えている。

質疑 制度廃止に伴う、（68・69歳）対象者の割合は

回答 13.2%である。

質疑 人間ドックの助成について伺いたい

回答 現行の助成対象年齢を35歳から30歳に引き下げ、64歳まで25,000円の助成限度額とし、65歳以上、後期高齢者についての助成限度額を5,000円引上げ30,000円とするものである。

- ・ 質疑を終了し、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い条例改正をするもの及び高齢者医療費助成制度の廃止について、順次採決を行った。
- ・ 採決の結果、2件とも全委員の賛成により諮問事項に同意する事を決した。
- ・ 以上の諮問事項における答申書の作成については、会長に一任することで決した。

報告事項

- 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い習志野市国民健康保険条例の一部を条文整備する事項の報告を次のとおりした。
- ・ 上場株式等の配当所得の申告分離課税の創設。
 - ・ 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設。
 - ・ 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除の創設。
- 以上3点は関連する附則規定を廃止し、本則へ移行する旨を報告した。

閉 会

斉藤会長より閉会が宣言された。